

犬山市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例第4条第1項第1号イに基づく区域の指定基準

(趣旨)

第1条 この基準は、犬山市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例(平成27年条例第53号。以下「条例」という。)第4条第1項第1号イに規定する区域の指定基準について定めるものとする。

(区域指定の基準)

第2条 前条の区域の指定は、次の各号のいずれかに該当する区域について行うものとする。

(1) 平成28年3月31日までに、都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例(平成23年愛知県条例第37号)第4条第2号に基づき、犬山市長が愛知県知事に申出をした土地の区域

(2) 犬山市都市計画マスタープランにおいて、「新たな産業用地」としての土地利用を目指す地区及びその隣接地となる工業地のうち、次の各事項に該当する区域

ア 区域内の土地の権利を有する者(以下「地権者等」という。)又はその代理者から、区域の指定に関する申出があった区域(以下「申出区域」という。)であること

イ 区域の指定に関して、地権者等の全員の同意が得られていること

ウ 申出区域内に条例第4条第1項第1号アに該当する区域を含む場合には、申出区域内の地権者等の全員からこれらの区域が申出区域に含まれていることの承諾が得られていること

エ 申出区域の境界は、道路、鉄道その他施設、河川その他の地形若しくは地物又は筆界であること

(委任)

第 3 条 この基準に定めるもののほか、この基準の施行に関し
必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。